

国立大学法人島根大学と厚生労働省島根労働局との 包括的連携に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）と厚生労働省島根労働局（以下「島根労働局」という。）が、これまで積み重ねてきた協力関係をより一層強化し、包括的な連携・協力を推進することで、地域貢献人材の育成と誰もが働きやすい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(連携・協力)

第2条 島根大学と島根労働局は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に連携・協力する。

- (1) キャリア教育の充実並びに就職支援に関するここと
- (2) 人材育成及びその定着に関するここと
- (3) 働き方改革の取組みに関するここと
- (4) 女性活躍推進の取組みに関するここと
- (5) 労働行政施策の充実・普及並びに労働関係の調査・研究に関するここと
- (6) その他前条の目的達成のため両者が必要と認める事項

(連絡調整・協議)

第3条 本協定による連携・協力の円滑な推進を図るため、両者は定期的に連絡調整・協議の場を持つものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成33年3月31日までとする。
ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに、両者いずれからも改定の申入れがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。
2 本協定の有効期間中であっても、両者協議のうえ、この協定書を改定することができる。

(その他)

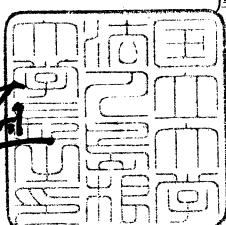
第5条 本協定に定めのない事項は、両者協議のうえ定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年4月14日

国立大学法人島根大学長

服部泰直



厚生労働省島根労働局長

浅野茂志

